

令和6年度 高知県獣医師修学資金の手引

高 知 県

令和6年度高知県獣医師修学資金の手引

(高知県獣医師修学資金貸与条例から抜粋)

高 知 県

高知県獣医師修学資金とは

将来高知県庁の畜産又は公衆衛生関係機関において獣医師としての業務に従事しようとする学生の皆さんに対し、修学資金を貸与して修学に資することにより、獣医師の確保及び充実を図ろうとするものです。

獣医師修学資金貸与者の条件

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）において獣医学を履修する課程に在学する学生であって、卒業後指定機関（高知県庁の本庁及び出先機関）において獣医師としての業務に従事しようとするのが条件です。

獣医師修学資金貸与者の選考

獣医師修学資金貸与者の選考は、獣医師修学資金貸与者等選考委員会で選考します。

獣医師修学資金貸与額及び期間等

修学資金として貸与する金額は月額10万円とし、貸与する期間は当該大学における所定の修業期間内とします。

獣医師修学資金の貸与の休止

修学資金の貸与を受けた方が、当該大学を休学し、又は長期にわたって欠席するときその他修学資金の貸与を継続することが不相当であると認めるときは、獣医師修学資金の貸与を一時停止します。

獣医師修学資金の貸与の取り消し

次の場合には獣医師修学資金の貸与を取り消します。そして既に貸与された獣医師修学資金の全額と全額につき年3%の割合で計算した利息を合計した金額を返還しなければなりません。

- 1 退学したとき
- 2 獣医学を専攻しなくなったとき
- 3 獣医師修学資金の貸与を辞退したとき
- 4 学業又は性行が著しく不良であるとき
- 5 心身の故障のため当該大学を卒業する見込みがなくなると認めるとき
- 6 前各号に掲げる場合のほか、修学資金を貸与することが不相当であると認めるとき

獣医師修学資金の返還

この獣医師修学資金は、原則として返還する必要はありません。

ただし、次の事項のいずれかに該当した場合、既に貸与された獣医師修学資金を返還しなければなりません。

- 1 獣医師修学資金貸与が解除されたとき
- 2 獣医師国家試験受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき（現役で獣医師国家試験を受験し、不合格となり、さらに翌年の国家試験にも不合格となった場合は、この項に該当して返還となります。）
- 3 獣医師免許取得後、直ちに指定機関において、獣医師としての業務に従事しなかったとき
- 4 獣医師免許取得後、獣医師として指定機関に従事した期間が獣医修学資金貸与期間（獣医師修学資金の貸与が休止されていた期間を除く。）の2分の3に相当する期間〔例えば72ヵ月（6年間）貸与を受けた場合は、 $72\text{ヵ月} \times 3 / 2 = 108\text{ヵ月}$ （9年間）〕に満たなかったとき
この場合には、指定機関に従事した期間に相当する額が返還金額から控除されます。
- 5 修学資金の貸与を受けた者が、修学資金の貸与を取り消されたとき又修学資金の貸与期間が終了後返還の猶予若しくは返還の免除を受けることができないときは直ちに貸与を受けた修学資金の全額を返還するとともに、貸与を受けた日の翌日から返還すべき日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した利息を支払わなければなりません。
前項の利息を計算する場合における年当たりの割合は、潤年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

返還の猶予

次の場合には、獣医師修学資金返還の猶予が受けられます。

- 1 獣医師修学資金の貸与を取り消された後も引き続き大学に在学しているとき
- 2 当該大学を卒業後2年以内の期間において、獣医師の免許を取得しようとしているとき
- 3 当該大学を卒業し、2年以内に獣医師の免許を取得した後、必要と認められた獣医師としての技術研修（研修期間が2年以内のものに限る。）を受けているとき
- 4 当該大学を卒業し、2年以内に獣医師の免許を取得した後（前号に規定する技術研修を受けた者にあつては、当該研修終了後）、直ちに指定機関において獣医師としての業務に就き、引き続き当該業務に従事しているとき
- 5 災害、病気その他やむを得ない理由があると認められるとき

返還の免除

次の場合には、修学資金の返還を免除されます。

- 1 引き続き当該業務に従事した期間が、修学資金の貸与を受けた期間（給付を一時停止された期間を除く。）の2分の3に相当する期間に達したとき
- 2 業務上の理由により死亡し、又は心身の機能に障害を生じ、当該業務に従事する事ができなくなったとき
- 3 当該大学に在学中又は卒業後規定に該当することとなるまでの間において、

- 死亡し、又は心身の機能に著しい障害を生じ、労働能力を喪失したとき
4 修学資金の返還を免除することが適当であると特に認めるとき

延滞利子

返還を請求された際に、正当な理由がなく、返還すべき金額を返還請求書に定められている日までに返還しなかった場合には、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に年14.5%の割合で計算した額の延滞利子を支払わなければなりません。

新たに獣医師修学資金を受ける場合の手続き

新たに修学資金の貸与を受けたいと希望する学生は、獣医師修学資金貸与申請書（用紙は高知県農業振興部畜産振興課に備えてあります。）に必要事項を記入し、次の書類を添付して申請して下さい。

なお、申請に当たっては、連帯保証人2名を必要とします。連帯保証人は、独立の生計を営む成年者が必要です。

申請書の添付書類

- ① 印鑑登録証明書（獣医師修学資金貸与申請書に押印した連帯保証人の印鑑）
- ② 戸籍抄本
- ③ 健康診断書（医療機関若しくは大学で発行したもの）
- ④ 写真1葉（半身、脱帽、正面、名刺型）
- ⑤ 入学許可証の写し
- ⑥ その他知事の指定するもの（獣医師修学資金貸与申請の事由）

獣医師修学資金の交付

- 1 修学資金の交付は、年1回とします。
- 2 修学資金の貸与を受ける者は、5月13日までに申請の手続きをして下さい。
審査の結果、貸与決定通知を受けた者は、7月の末日までに請求書を提出しなければなりません。

連帯保証人の変更

連帯保証人が死亡したとき、連帯保証人を変更しようとするとき、又は連帯保証人を不相当と認めて変更を命じたときは、直ちに連帯保証人異動報告書及び保証書を提出しなければなりません。

学業成績証明等の提出

既に貸与を受けている者が新年度に貸与を受ける場合には、前学年度末における学業成績等の成績を証する書面と在学証明書（在学証明書に学年が記載されていない場合、在学証明書に加えて学年が記載された書類を添付すること。）を5月15日までに提出しなければなりません。

高知県職員としての採用にあたっての注意事項

修学資金の貸与の決定をもって、将来、獣医師として高知県職員に採用することを約束するものではありません。採用のためには、高知県職員（獣医師）採用選考考査に合格することが必要です。

なお、高知県職員（獣医師）採用選考考査に不合格となった場合、既に貸与された修学資金及び返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した利息を返還しなければなりません。